

東温市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年10月25日

東温市監査委員 竹 村 俊 一  
同 渡 部 繁 夫

# 令和5年度定期監査（施設）結果報告書

## 1 監査の対象施設等

実施日	対象施設	実施場所
8月24日（木）	東谷小学校	各施設
	東谷幼稚園	
	西谷小学校	
	西谷幼稚園	
	重信中学校	
	重信幼稚園	
8月30日（水）	川内保育園	各施設
	認定こども園北吉井幼稚園	
	双葉保育所	
	北吉井小学校	
	南吉井小学校	
	上林保育所	

## 2 監査の方法

施設の運営及び管理状況（課題等）、現金等の管理状況、備品及び郵券等の管理状況等について、提出書類に基づき、各施設で監査を行った。

## 3 監査の結果

### (1) 施設の運営及び管理状況（課題等）について

各施設とも、適正に運営及び管理をされていた。

### (2) 現金等の管理状況について

各施設とも、適正に管理をされていた。

### (3) 備品及び郵券等の管理状況について

各施設ごとに備品の抽出調査をしたところ、適正に管理をされていた。また、郵便切手等の保有状況等を調査したところ、一部の施設において、郵便切手等の保管枚数と受払簿に記載されている残数の不一致が見受けられたので、使用頻度に応じて定期的に照合確認を行い、適正な管理に努められたい。

### (4) その他

ア 一部の施設については、老朽化に伴い修繕が必要となる箇所が散見された。

イ 一部の施設については、園庭などの雑草対応で苦慮している現状が見受けられた。

ウ 保育所・幼稚園については、職員の確保に苦慮しているとの意見があった。